

不法投棄の現状と廃棄物処理法違反について

令和5年2月1日

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物監視・指導課

不法投棄件数・投棄量と監視体制（全国）

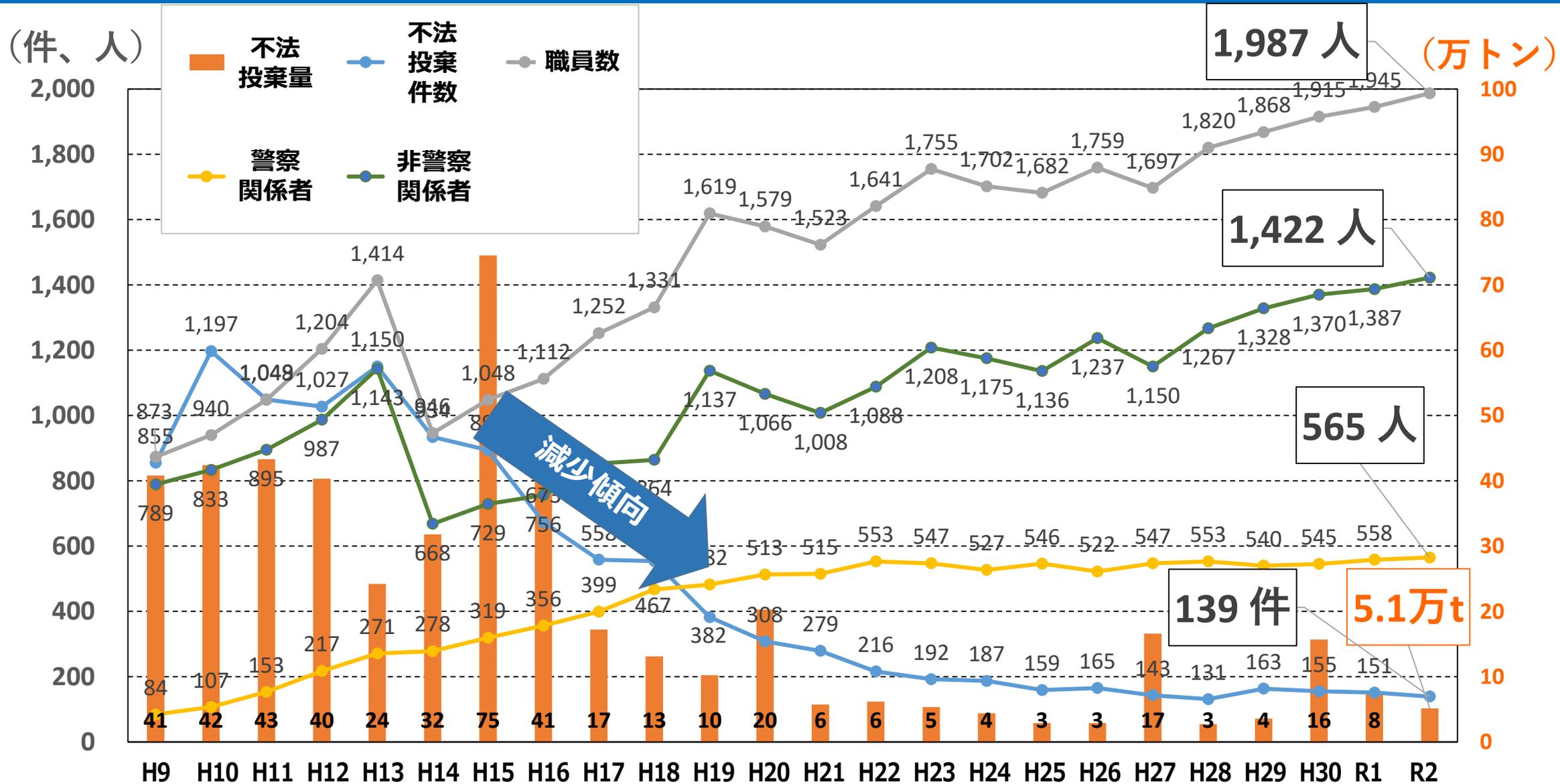
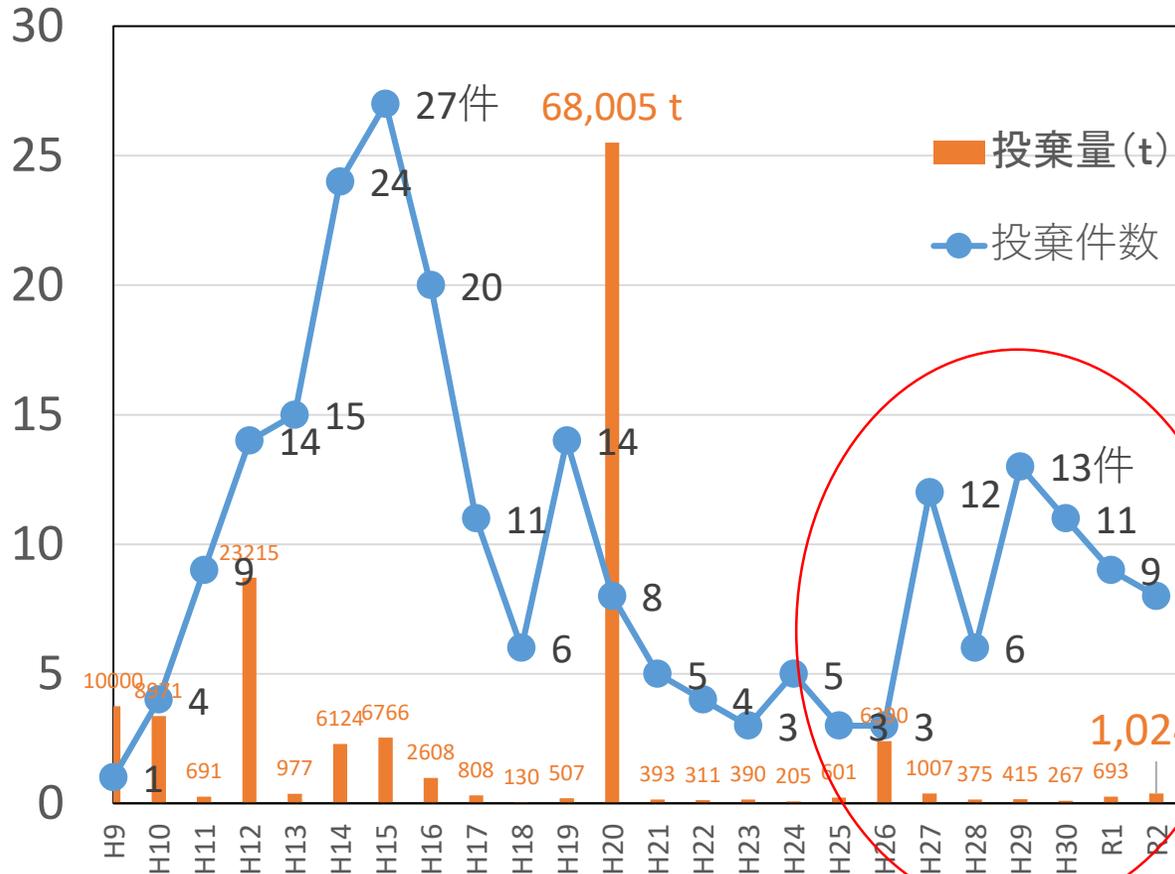


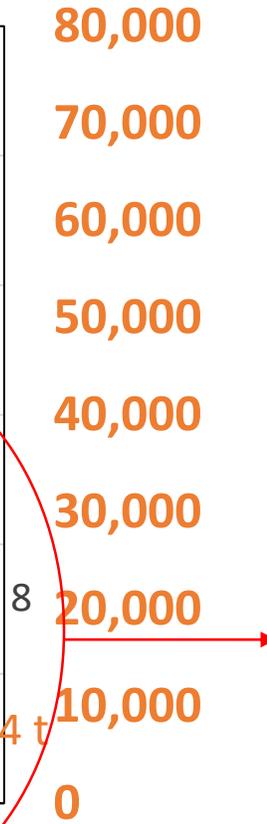
図1 全国の不法投棄発生状況（10トン超事案）

不法投棄件数・投棄量（三重県）

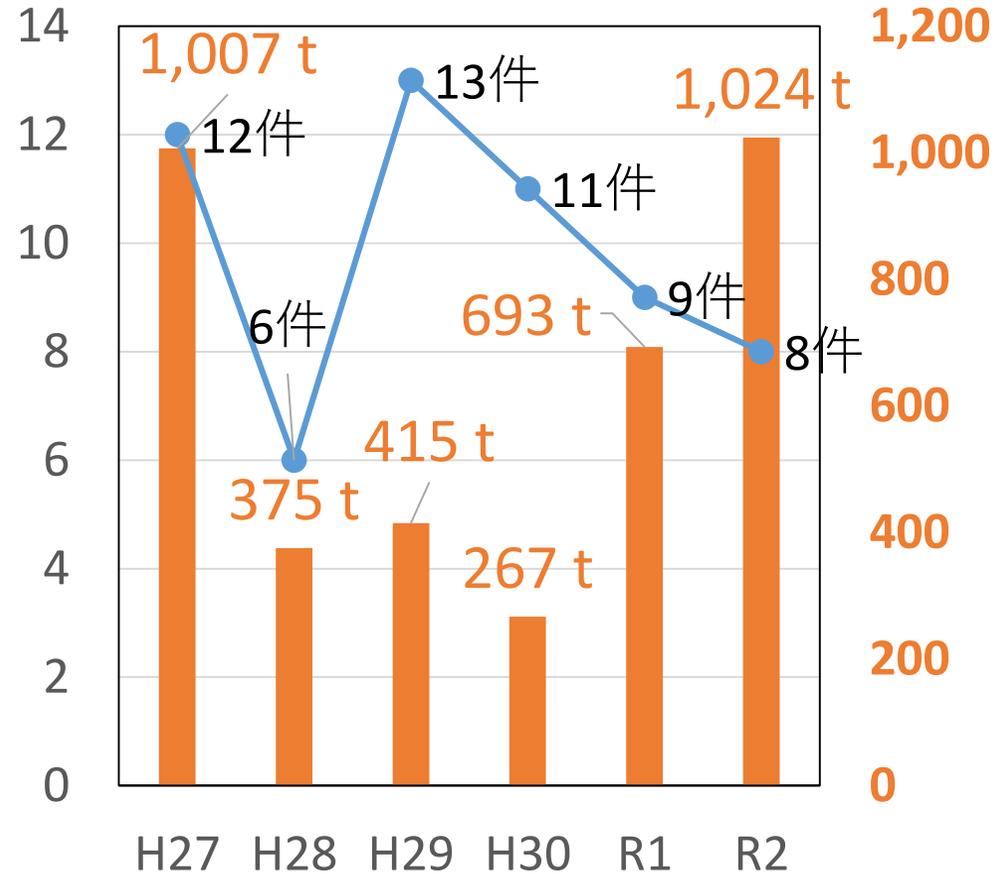
(件数)



(トン)



(件数)



(トン)



- ・ 顕著な減少傾向は無く近年は10件程度の投棄が続く。
- ・ 10トン以下を含めると、近年は40～50件、年間1,000トン程度が県内で不法投棄されている。

図2 三重県の不法投棄発生状況（10トン超事案）

不法投棄廃棄物の種類及び量（件数ベース）

全国（令和2年度）

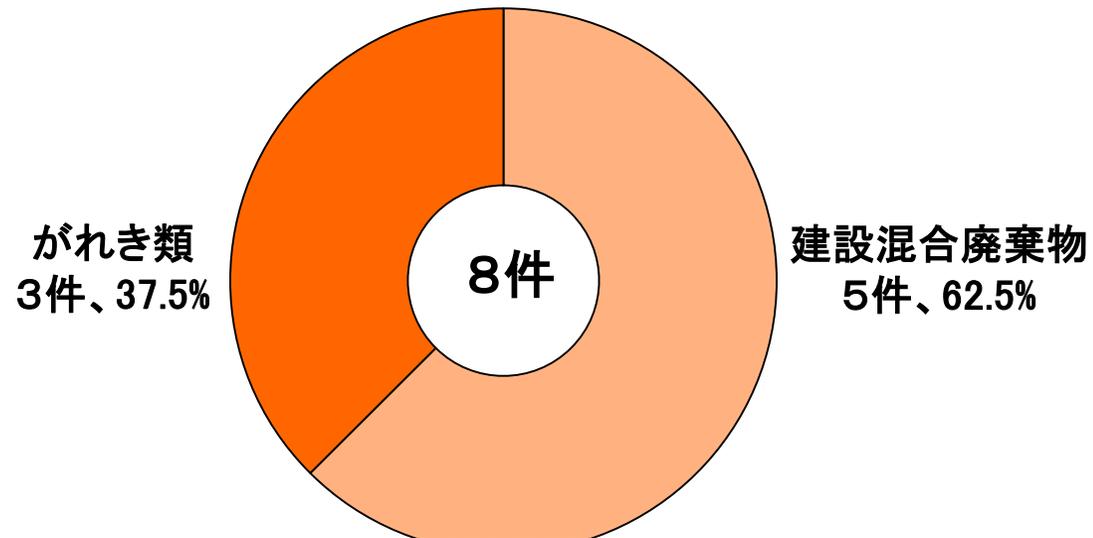
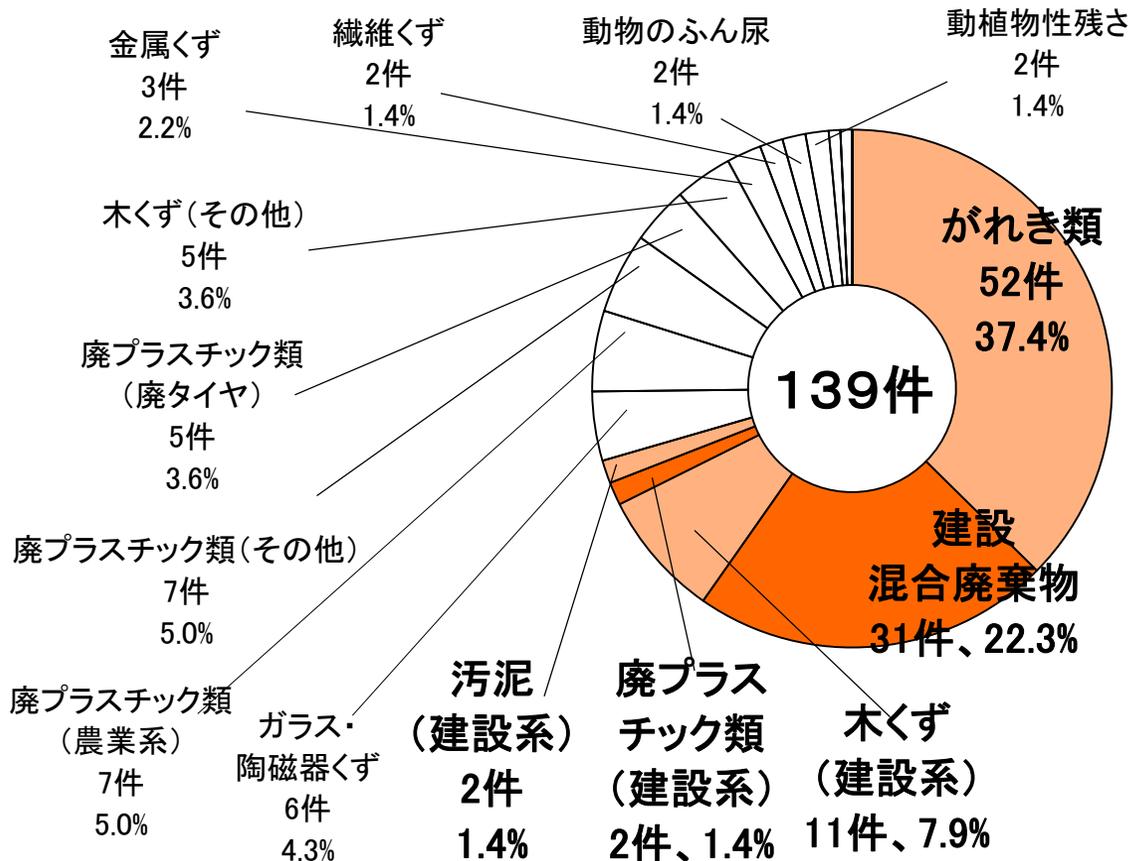
三重県（令和2年度）

建設系以外廃棄物
計 41件 29.5%

建設系廃棄物
計 98件 70.5%

建設系以外廃棄物
計 0件 0%

建設系廃棄物
計 8件 100%



令和2年度に県内で発生した10トン超の不法投棄のすべてが建設系廃棄物であった。

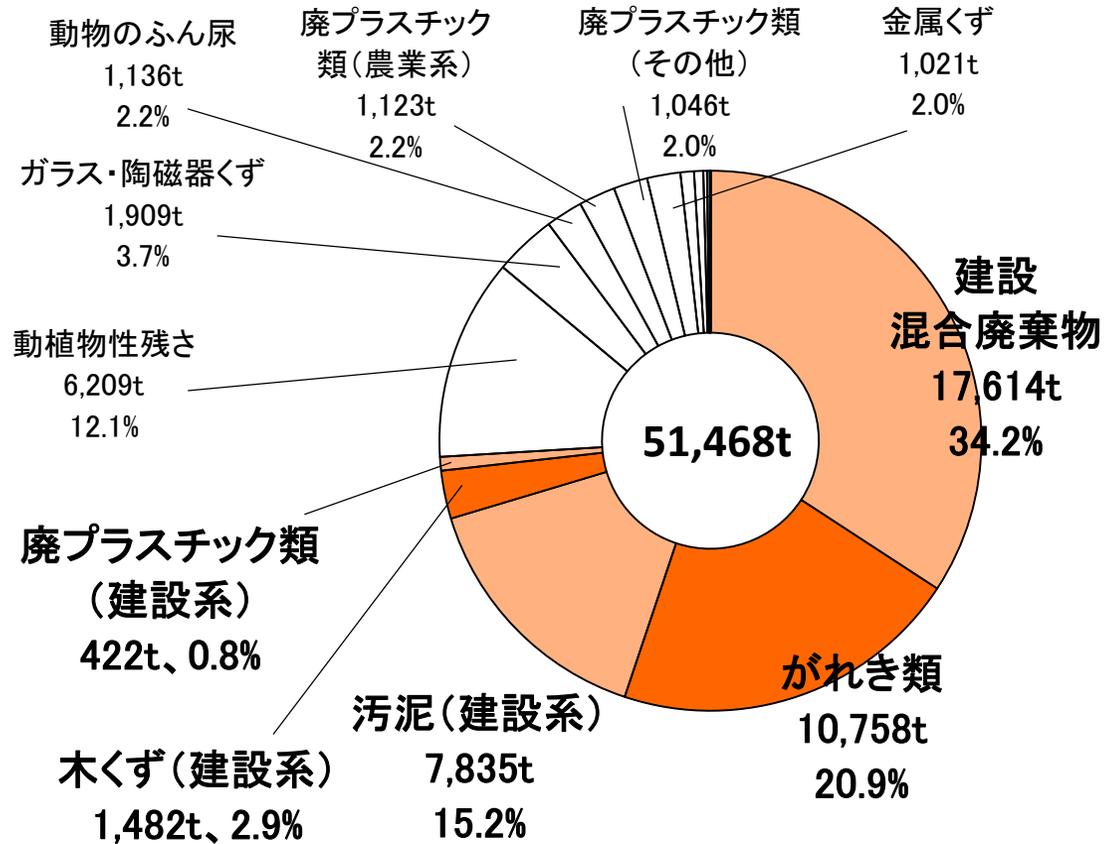
図3 建設系廃棄物の割合（10トン超事案の件数ベース、全国（左）、三重県（右））

不法投棄廃棄物の種類及び量（投棄量ベース）

全国（令和2年度）

建設系以外廃棄物
計 13,358t 26.0%

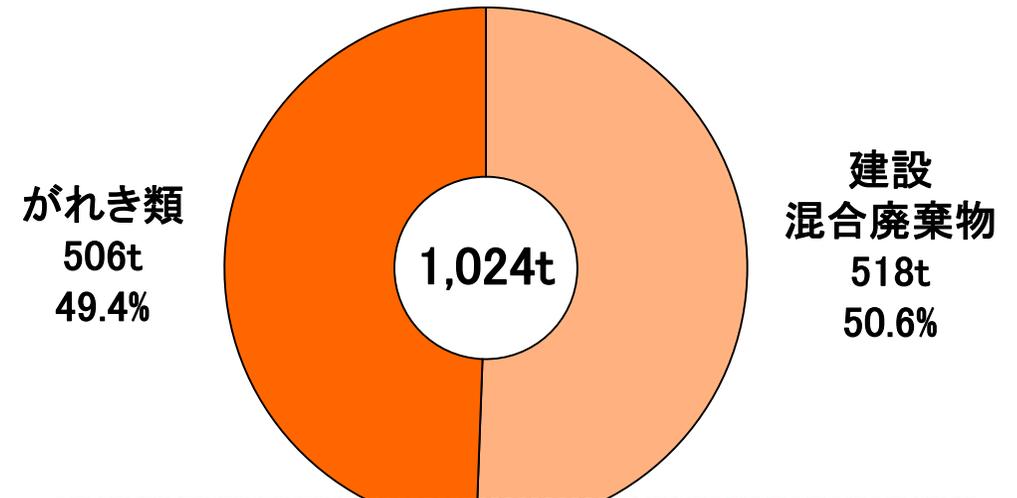
建設系廃棄物
計 38,110t 74.0%



三重県（令和2年度）

建設系以外廃棄物
計 0t 0%

建設系廃棄物
計 1,024t 100%

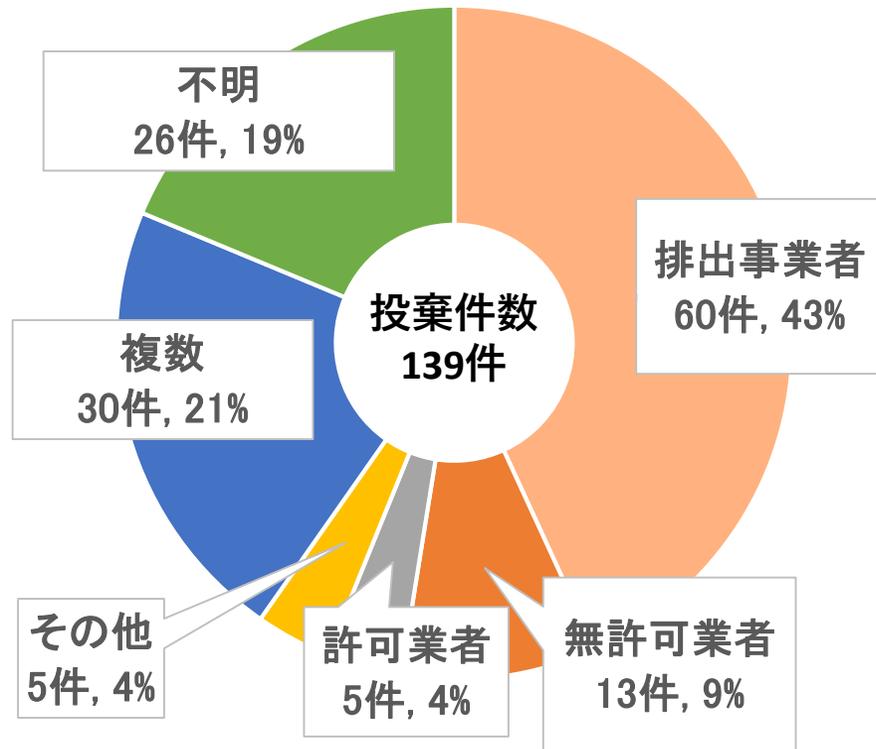


令和2年度に県内で発生した10トン超の不法投棄8件の総量は1,024トンであった。

図4 建設系廃棄物の割合（10トン超事案の投棄量ベース、全国（左）、三重県（右））

不法投棄実行行為者の内訳（件数ベース）

全国（令和2年度）



三重県（令和2年度）

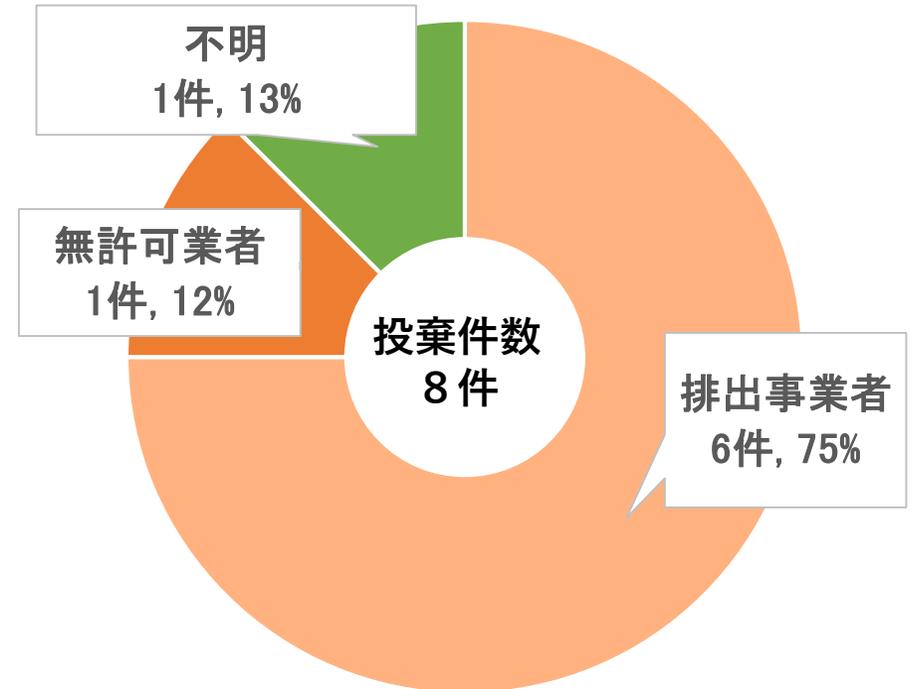
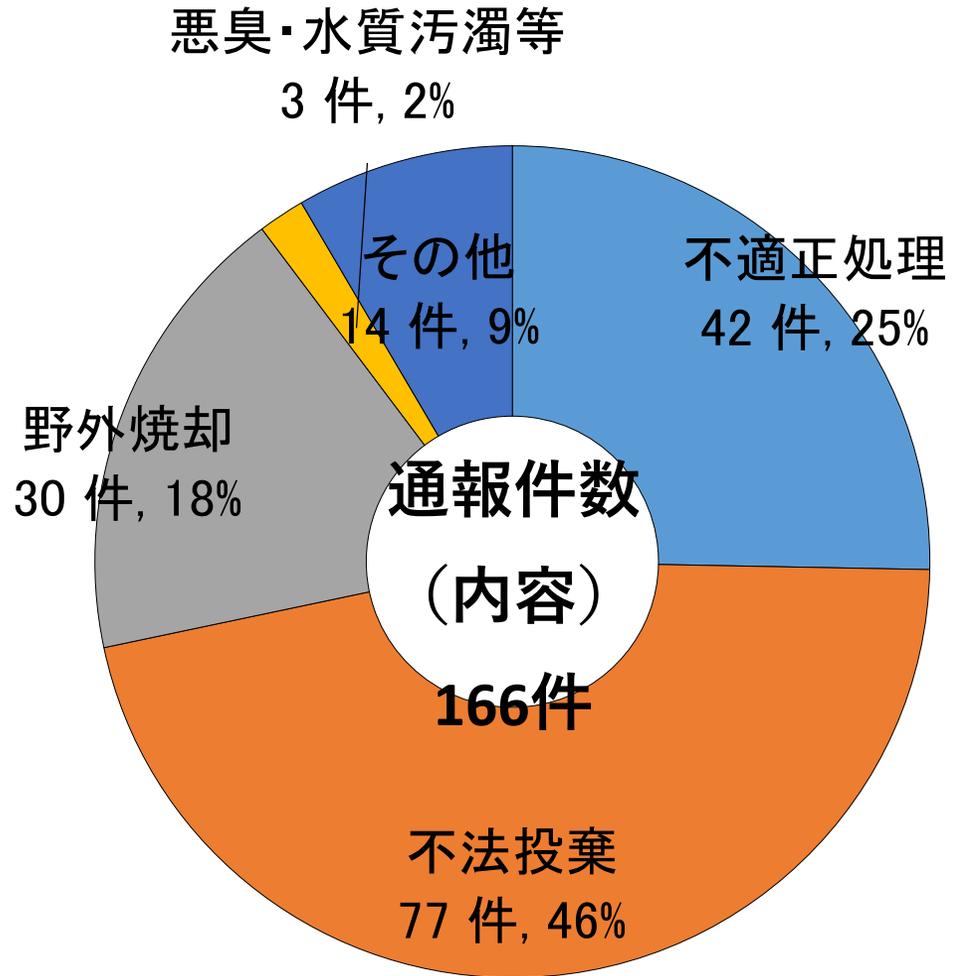


図5 不法投棄実行行為者の内訳（10トン超事案の件数ベース、全国（左）、三重県（右））

廃棄物の不適正処理にかかる三重県への通報内容



1. 不法投棄

- ・解体工事現場で穴を掘って埋めている。
- ・山の中に廃棄物が捨てられている。
- ・早朝に県外ナンバーのダンプがとまっていた。

2. 野外焼却

- ・隣の敷地で燃やしている。
- ・毎週○曜日に運んできて燃やす。
- ・匂いがひどいので何とかしてほしい。

3. 不適正処理（事業場の外での保管など）

- ・資材置場に廃棄物が置いてある。
- ・風でゴミが飛んでくるので迷惑している。
- ・長期間置いたままだが良いのか？

図6 令和3年度における三重県への通報内容（電話、ファックス、メールなど）

三重県への通報内容【1. 不法投棄、2. 野外焼却】



写真1 無許可業者が県内に不法投棄した事案。解体現場は県外で元請業者がブローカーに処理を委託したことが原因。行為者は刑事処分。



写真2 建設系廃棄物を自社の管理地で野外焼却した事案。行為者は収集運搬業の許可あり、行政処分及び刑事処分。

三重県への通報内容【3. 不適正処理（事業場の外での保管）】



- ◆ 産業廃棄物を生ずる事業場の外に運搬する行為は、産業廃棄物の処理（運搬）にあたる
- ◆ 元請業者が第三者に運搬を委託する場合は、収集運搬業の許可を有する者への委託が必要
- ◆ 収集運搬業の許可を得ず運搬を受託した場合、無許可営業や受託禁止違反
- ◆ 元請業者が事業場の外で自ら※の産業廃棄物を保管する場合は、事前届出が必要なケースあり

* 収集運搬業者の場合は積替・保管の許可が必要

写真3 公共工事における不適正処理事案。元請業者が産業廃棄物の発生現場から別の場所（事業場の外）まで無許可業者に運搬を委託。元請業者は収集運搬業の許可あり、行政処分。

三重県への通報内容【3. 不適正処理（事業場の外での保管）】

（法第12条第3項：事業場の外での保管）

事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、**あらかじめ**、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 対象となる産業廃棄物は、建設工事（法第21条の3第1項）に伴い生ずる産業廃棄物に限定
- ② 保管の用に供される場所の面積が300平方メートル未満は対象外

<ポイント>

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第8条により、面積が100平方メートル以上の保管場所で産業廃棄物（限定なし）を保管しようとする場合の届出義務があることに注意！

- ・面積250平方メートルの保管場所で建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合 ⇒ 条例の届出（法の要件にあてはまる場合は、法の届出のみ）

解体工事現場への立入検査結果

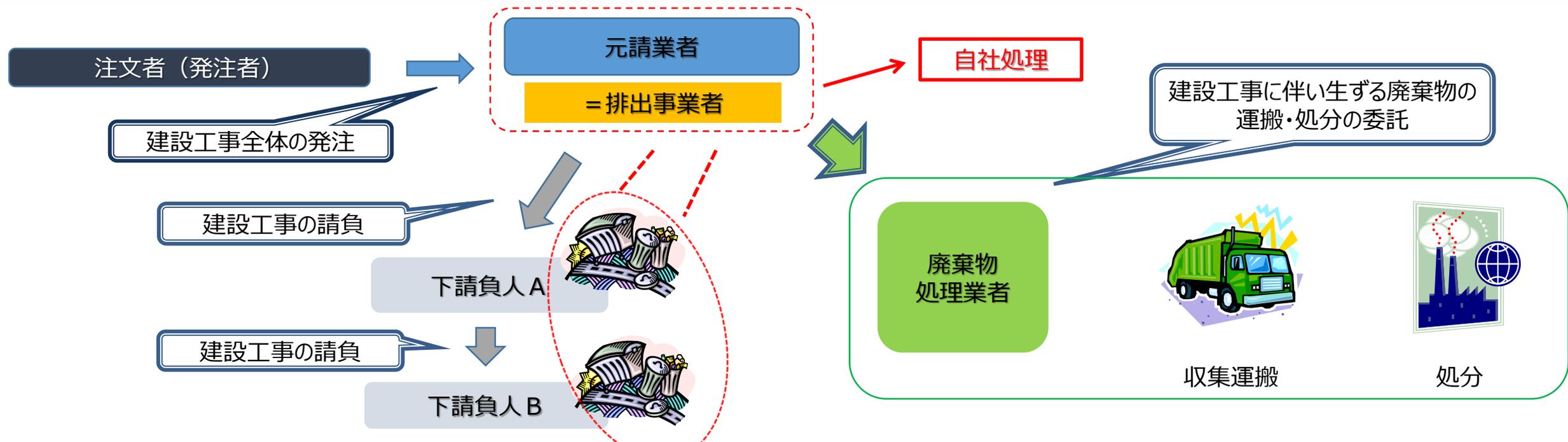
表1 解体工事現場集中パトロールの実施状況

	違反事項	違反条項	違反件数（立入件数）		
			R 2 (148)	R 3 (90)	R 4 (74)
①	無許可業者に産業廃棄物処理を委託	委託基準違反（法第12条第5項）	5	4	2
②	収集運搬業者との書面契約が未締結	委託基準違反（法第12条第6項）	7	0	1
③	元請業者が管理票不交付 （下請負人が管理票を交付）	管理票交付義務違反 （法第12条の3第1項）	5	2	1
④	車両表示なし、許可証不携帯等	処理基準違反（法第12条第1項）	26	32	31
⑤	無許可で産業廃棄物の処理を受託	受託禁止違反（法第14条第15項）	2	6	0
⑥	管理票の交付を受けていないのに、産 廃の引渡しを受けた	不交付による引渡し （法第12条の4第2項）	1	2	0
⑦	残置物・エアコン等を無許可業者が運 搬、産廃として処理	無許可営業（法第7条第1項）	4	1	0
⑧	標識の未設置（建設業法、建り法）	建設業法第40条、建り法第33条	75	40	38
⑨	標識の未設置（大気汚染防止法）	大気汚染防止法第18条の15	—	—	50

立入検査結果【元請業者（排出事業者）の処理責任】

法第21条の3第1項（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（「元請業者」）を事業者とする



前ページの解体工事現場集中パトロール（立入検査）で確認した解体工事のうち、R2(49/148、33%)、R3(48/90、53%)、R4(35/74、47%)で工事の下請負が行われていた。

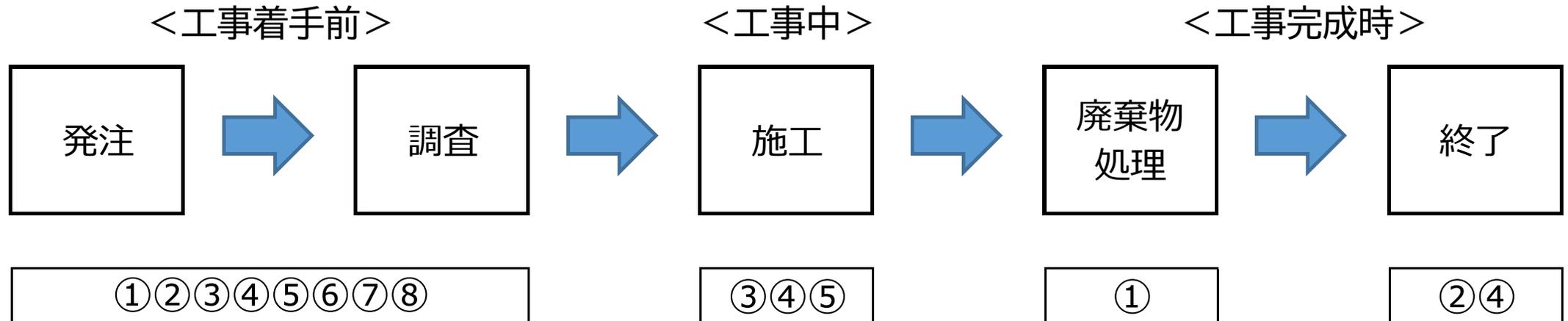
立入検査結果【解体工事現場から運搬する際の留意点】

- ◆ 解体工事現場外（事業場の外）に廃棄物を運搬する際には、運搬にかかる処理基準（飛散防止措置、車両への掲示、許可証の写しの携帯など）がかかる。
- ◆ 元請業者が自ら運搬する場合であっても、処理基準が適用される。
- ◆ 下請負人等の第三者が解体工事現場の外に運搬する場合は、収集運搬業の許可が必要である。
- ◆ 元請業者の管理地等（解体工事現場の外）に廃棄物を運搬しようとする際には、法や条例に基づく保管場所の届出の必要性を事前に確認。
- ◆ 収集運搬業者の管理地等（解体工事現場の外）に廃棄物を運搬しようとする際には、「積替・保管」場所であるかを事前に確認。



知らないうちに廃棄物処理法違反とならないように、
「元請業者、下請負人、収集運搬業者が相互に確認」をすることが大切

解体工事に関する法令（抜粋）



- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- ② 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- ③ 建設業法
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
(解体工事業に係る登録等に関する省令【解体省令】)
- ⑤ 大気汚染防止法【大防法】
- ⑥ 労働安全衛生法【安衛法】
(労働安全衛生規則【安衛則】、石綿障害予防規則【石綿則】)
- ⑦ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- ⑧ 特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】

セミナーの目的

- 産業廃棄物の不法投棄は件数・量ともに高止まりしており、大部分が**建設系廃棄物**である
- 解体工事には、廃棄物処理法のみならず**建設業法**など**様々な法令**が関係している
- 実態として、解体工事現場での**法令違反**が**散見される状況**



建設系廃棄物の不法投棄を根絶するためには、

解体工事にかかる各法令が遵守される状況の確保が重要



セミナーの目的：

解体工事に関係する関係法令における規制内容を説明し、理解を深めて頂く

その他（情報提供の依頼）

<三重県の廃棄物 1 1 0 番制度のご案内>

○廃棄物ダイヤル 1 1 0 番

0 1 2 0 - 5 3 8 - 1 8 4（ごみは いやよ）

○廃棄物ファックス 1 1 0 番

0 1 2 0 - 5 3 - 3 0 7 4（ごみ 三重なし）

○廃棄物メール 1 1 0 番

gomi110@pref.mie.lg.jp

○廃棄物スマホ 1 1 0 番（R4.10より）



* 写真添付

* 位置情報



その他（問い合わせ先一覧 1/2）

○本セミナーに関すること（動画、アンケートの記入・結果など）

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

電話：059-224-2388

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m00589005.htm>



○廃棄物処理法違反（不法投棄、野外焼却等）の通報について

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

電話：059-224-2388

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m0058900009.htm>



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

○三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に関すること

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

電話：059-224-2475

<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/>

<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm> →



その他（問い合わせ先一覧 2/2）

○大気汚染防止法（アスベスト規制）に関すること

担当課：三重県環境生活部 大気・水環境課 大気環境班

電話：059-224-2380

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci500005162.htm>)



○建設業法に関すること

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること（解体工事業登録に関すること）

担当課：三重県県土整備部 建設業課 建設業班

電話：059-224-2660

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)



○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること

・解体工事の届出に関すること（建築物に係るもの）

担当課：三重県県土整備部 建築開発課 建築審査班

電話：059-224-2709

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/index.htm>)

・解体工事の届出に関すること（工作物に係るもの）

担当課：三重県県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班

電話：059-224-2918

(<https://www.pref.mie.lg.jp/GIJYUTSU/index.htm>)

